

# 名張市立北中学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、以下の「学校いじめ防止推進基本方針」を策定する。

## 1 いじめに対する基本的な考え方（いじめ防止対策推進法第2条）

### 【いじめの定義】

いじめとは、「当該生徒と一定の人間関係にある者が、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）」であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめが起こった場所は、学校の内外を問わない。

### 【基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### 【いじめの禁止】

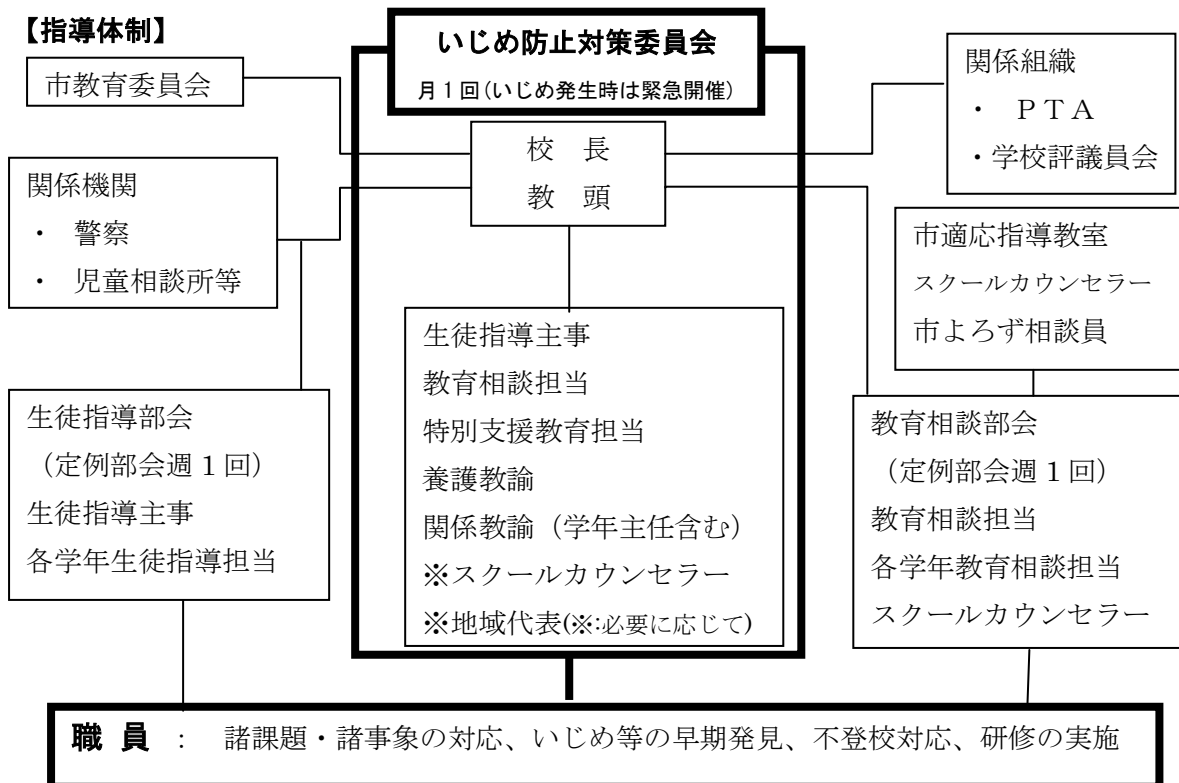
生徒は、いじめを行ってはならない。

### 【学校及び教職員の責務】（いじめ防止対策推進法第8条）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適正かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。また、ホームページに基本方針を掲載し、保護者や地域住民がいじめ防止基本方針を確認できるよう措置する。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法第24条）

### 【指導體制】



- |  |
|--|
| 役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ防止等の取組や計画の作成、実行、検証、修正</li> <li>○ 正確な事実の収集・調査</li> <li>○ いじめを受けた被害生徒、保護者への報告と支援</li> <li>○ いじめた生徒への指導、保護者への説明と協力依頼</li> <li>○ 集団への指導</li> <li>○ 関係機関との連携</li> <li>○ 重大事態が疑われる事案発生の原因がいじめにあるかの判断</li> </ul> |
|--|

### 3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組 (いじめ防止対策推進法第 16 条・第 22 条)

#### 【基本認識】

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

#### 【未然防止】

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめを許さない学校風土の醸成</li> <li>・ 社会性やコミュニケーション能力の育成</li> <li>・ 自己有用感、自己肯定感、自尊感情の育成</li> <li>・ 道徳教育、人権教育、情報モラル教育の充実</li> <li>・ 生徒会活動の活性化</li> <li>・ わかる授業の推進と授業規律の確保</li> <li>・ 魅力ある学校づくり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的アンケート調査 (年 2 回)</li> <li>・ 教育相談の定期的な実施 (年 3 回)</li> <li>・ 日々の観察、生活記録を大切にした学級経営</li> <li>・ チェックリスト等の作成や教職員の情報共有体制の確立</li> <li>・ 生徒や保護者が相談しやすい環境整備</li> <li>・ <u>学校評価の評価項目に位置づけ達成状況を評価。</u></li> </ul> |
|--|--|

#### 【措置】

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認する。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめをやめさせ、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめられた生徒、知らせた生徒の安心・安全を確保する。
- ・ 担任一人が抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担を行い、情報共有体制、組織対応体制を確立して対処する。
- ・ 学校内だけでなく、関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等関係機関と連携して対処する。
- ・ いじめ解消とするには、3ヶ月の観察期間経て判断する。その要件としては、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことである。心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

### 4 重大事態への対応 (いじめ防止対策推進法第 28 条)

重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時をいう (生徒が自殺を企図場合等)

- いじめにより、生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時：不登校の定義をふまえて、年間 30 日をめやすとし、一定期間連続して欠席しているような場合な

どは、迅速に調査に着手する。

- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時:重大事態が発生した  
ものとして報告・調査にあたる。

**生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。**

- ① 重大事態が発生した旨を、名張市教育委員会に速やかに報告する。(学校長→市教委→市長)
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を実働する。(いじめ防止対策委員会)
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。(市いじめ問題専門委員会による調査等)
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## 5 保護者・地域・関係機関等との連携 (いじめ防止対策推進法第 22 条)

### ●●● 組織的ないじめ対応の流れ ●●●

#### ①情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域住民その他から、いじめ対策委員会に情報を集める。いじめを  
発見した場合は、その場でその行為を止める。

#### ②指導・支援体制を組む

- いじめ防止対策委員会を機能させる。

#### ③-A 子どもへの指導・支援を行う

- 被害生徒を徹底的に守り、その安全、安心を確保する。
- いじめが解消に至るまで被害性との支援を継続させるため支援内容、情報共有、教職員の役  
割分担を含む対策プランの策定と実行。
- いじめの再発の防止。
- 加害生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自  
覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止める  
ことができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

#### ③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒(加害、被害とも)の家庭訪問を行い、事  
実関係を伝えるとともに、今後の学校との連絡方法について話し合う。

#### ③-C 関係機関と連携する

- 必要に応じ、警察・福祉等関係機関と連携する。

## 6 教育委員会との連携 (いじめ防止対策推進法第 22 条)

市教育委員会とは、随時報告や相談、連携・協力体制をとり、支援・指導のもと対応する。